

津輕信義制定の

寛永十一年法度「五箇条」について

黒滝十二郎

一、はじめに

幕藩体制下に於いて幕府は大名統制のために、正代の將軍は將軍職就任の時に「武家諸法度」を發布し、全国の諸大名が遵守すべき津貼を示した。津貼藩では才三代信義（それ以前は史料の欠如で不明である）以降、家督相続か又は藩主として江戸から弘前へ初入国の時に「藩主への法度」が出されている。それは幕府の「武家諸法度」の發布とまさに対応していると考えられる事が出来る。

本稿は全国の大名各自の支配のため、その上に幕府法があるにせよ、藩法といわれるものを制定して一応は独自の支那の体制を依っていたわけであり、津貼藩にも当然「独自の法度」と思われる。

本稿では正代の「藩主への法度」を通じて藩法の一つとしての才三代信義による寛永十一年の五箇条の意義を考察して見た。

二、正代藩主の「藩主への法度」

才三代信義は才三代の信政没後寛永八年（一六三二）

に十三才で家督を継ぎ、同十年（一六三三）十月江戸よ

り弘前へ入国した際に御國騒動が起り、藩士向の対立動搖を鎮め藩士への心がまへとしての意味で出されたのが同十一年（一六三四）九月の五箇条の法度である。即ち「寛

一 従公儀段々被仰渡候御定法、諷以、可相守事。

一文武而直の意向可止掛儀、尤に候事。附、弓馬、太刀、鎗、鉄炮の技芸、習練之事。

一 朋友ハ、信を以て交を要とすべし。少も無礼縁念有るべからず候。況、頭奉行へ対し勿論之事。

一 髪の中ひやう鬘月代のすりやう、衣服、諸道具等、諸人の目に不立様に可仕候事。附、面分の長股差、長が正兵、可有遠慮候。並、手振の中同等召連無用之事。

一 諸奉行諸頭を初め、諸役末々臣役義の筋目を相守、出精可相勤候。惣て面々自分の覚悟を相嗜、奉公油断有るべからず候事。附、好適に仕すべかりざる事。

右之趣、難儀家訓之旧制今般改め申渡候上ハ、家中大小の諸士堅、此旨可相守候。若於違犯者、可為恥辱者也。

寛永十一年甲戌九月云

石に廻られるように、公儀よりの命令を守る事(才一
 条)文武の奨励(才二条)礼義を重んずる事(才三条)
 儀節(才四条)財帛を守りて自分の仕事に励む事(才五
 条)等である。

才四代信政以後歴代の藩主は家督相続の直後か弘前へ
 加入國の直後に法度を出してゐるのに対し、信義は八國
 役約一年を経過してから右の五箇条を出してゐるのは、
 これまで津輕藩の体制が整備されていながら、正事を示す
 もつたのである。世に云うならば、拙劣的な内容を持つ此の
 五箇条の法度の制定こそ藩体制整備への才一段階とも云
 い得るのである。

信義の後才四代信政は明暦二年(一六五六)十一才で
 家督を継ぎ、寛文元年(一六六一)六月三日に入國し六
 月二十一日に十一箇条の法度が出された⁽¹⁾。即ち

「諸法度」

- 一 不論貴賤父母兄弟孝友之輩及節婦等於有之者郡奉行
 町奉行并目付方より見及向及次才に危度可申上事勿
 論不孝不弟之輩有之者可申上事
- 一 百石士之嫡子二百石以上之子牙拾一歳より馬弓諸禮

讀書之習熟拾六才より以上者其由業理之讀習武藝
 古向附不仕候之様にも元可致教戒事

一 自今以後非番在國之士不嗜弓馬諱耽酒色之輩若苦業
 否可處罪科事

一 訴訟之儀差頭有之者八頭を以申上頭無之者におもて
 は親規縁者之内一両番召違奉行所江可罷出事若徒業
 之は律該状あるてハ、狹難給道理堅立向鋪事

一 衣服之事百石より以上向後綿紳木袴可着之百石より
 以下音可為木袴此外堅止之惣而下々之者ハ半ズリ
 率等に至區水端之外可為無用事

一 振舞之障木具并至臺停止之ニ汁五杯有ニ種
 酒三献不可過之事惣而珍客嫁娶之節たるといハ共繁
 疋極く可致之事

一 音信贈答之品重物可為無用遊者等に至區可為輕少事
 一 嫁娶之儀直年甚及美儀目今以後諸道具以下分に盡た
 る結構不致可用候約事

一 露旅行人ハ加憐恤一切不可有慢事若於致病死者檢使
 を差遣之旨可相續事

一 士民町人五人組を立向後萬事可申合事
 一 分内之量衡一圓之通用無私曲可申付事
 右條々堅可相守者也

寛文元年六月廿一日
 續いて翌年三月に十七箇条の家訓が出された⁽²⁾。即ち
 「家訓條々」

一 従御公儀所被仰出之奈々堅守其旨違背仕向敷候

一 者頭抱奉行之輩私をかまへ最賈偏頗之儀為曲之事

一 家職之儀常々無油断可相勤附武具人種等其分限に隨

心可相嗜事附刀服差衣類等諸人之目に懸ざる様に可

令寛倍事

一 手預たるものかくし置向鋪候惣而他所之者におゐて

はたとし親類縁者たりといふ共家老共に断なくして

一 宿もいたせませましき事

一 喧嘩口論落書張文堅制箭之事若屋鋪中に喧嘩有之に

おゐては当番之面々ハ其所を守りかけ集るへからず

番方がき所に至ては其輩可斗之勿論荷擔せしめは可

為宣科事

一 屋鋪中に若火事之出来は早速其所へかけあのみり打

消へき事

一 供之時分は不及申違あるき候時惣して人に行当り候

ハぬ様に可仕候并供替之刻又者使等に罷越候節直寄

仕ましく候旨恭無豫用所有之ハ其輩之頭江相断可仕

差四事附供之先にて他之者と入まじり罷在まじき事

一 御一門方者不取申御入魂之象江不禮仕向鋪候馬上た

る者何方にて懸御目候共下馬仕へき事

一 面々内之者町等にて云事いたすにおゐては遂穿鑿品

により当人は不取申主人迄も曲事可申付事

一 其身は勿論召仕之者迄も人請に立へからざる事

一 就大小事立徒驚輩可為罪科事附傍輩之中有子細而家

中を立退時分或日末入魂之がから或縁者親類等其者

に荷擔いたし無子細立退輩は可為庄心之罪科事

一 諸傍輩之中申妨儀仕向鋪事附無由隨して他家之者と

寄合申向鋪事

一 博奕令停止詔書承敷等に至迄かけ勝負仕向鋪候附傍

輩に對し由緒なくして過分之振舞いたし乱舞遊樂を

備し或大勢之寄合不可有之事

一 風習屋領成町等江参向鋪候并若家直之儀堅為停止之

事

一 縁江之儀以私究へからずむ嫁娶之儀式不可致美々錦

一 跡職之儀養子ハ前方可相究実子ハ前方相統之御禮可

令致之及末期不福遺言有之ハ隨其品可有相捨事

一 門之出入程に不可致之勿論幕大に後出入不可仕之若

無豫儀有之而人ない仕すにおゐてハ家老共に子細を

可相断事

亥三月日

右に見られるように、信義時代の五箇条と比較すると

一段と詳細に及び藩士の日常の行動の各方面にわたって

規制している。これらは同時に幕府法である寛永十二年

(一六三五)十二月十二日に出された諸士法度二十三箇

条を参照して作成されたものであり、藩政確立への基礎

と見たのである。⁽⁶⁾

信政は宝永七年(一七一〇)十月弘前城内で六十五才

の生涯を終えるが、彼の治政約五十年は信長時代迄の藩政を以て、寛文迄宝期をもつて藩政が確立し更に諸制事が完備して行つた時代である。しかし全国的に見ると幕藩体制の確立期から幕府の財政窮乏が始まる時期にあつてゐる。

才五代信寿は宝永七年（一七一〇）十二月に四十一才で家督を継ぎ、翌年の正徳元年（一七一一年四月に改元）八月江戸に於て十二箇条の法度を出してゐる。⁶⁾

「一先生於御回御家中一統ニ本綿着用仕候得共其以後三言石以上絹布着用之義勝手次才着用仕之旨被仰出之候先達而紗綾輪子縮緬之類者千石以上六十以上より着用可仕旨被仰出候然又近年追日諸若袴襦ニ仕刺小身之侍茂紗綾縮緬着用仕候向後紗綾縮緬之類於御回八十石以上御働用人以上之外者堅停止（以下略）

⑦ 近年御家中之婚礼不応分限結構ニ相回候向後取加ハし等輕可仕候衣類之類ハ前ニ記候通り従羽ニ重以下夫々分限より輕ク可仕候器物之類者愚達を用薛參之類堅不可用候料理之儀ニ汁五茶不可過候勿論嶋臺木具等之類堅停止之其外之祝儀事出合之前料理輕クニ汁三茶ニ不可過事

⑩ 御家中之居宅分限を越結構ニ仕候向後勝手成績候ものたりといふと被面バ之分限相庇より輕く可仕候御役儀ニ付輕く難成面々ハ御家老江相窺可仕差圖ニ之

⑩ 御家中之諸士武具馬具等之儀其分限ニ隨ひ相喧可申

事

附武具馬具等申付候面々儀只今迄者好結構を候故小道具相前仕立候事不致輩有之様相前得向後結構を相止利方を考小道具等江相榭候様ニ隨可申事」右のように衣食住の儉約と武芸等の儉約と奨励が知られるのである。

ちようどこの時期は幕府の財政窮乏が表面化して通貨を悪化・増殖する悪循環が見られ、才五代將軍綱吉の死去から家宣が才六代將軍と成り、元禄期の施政の欠陥を修正改善する転換期である。

津輕藩に於いても信政の善政にもかかわらず、元禄八年（一六九五）の大飢饉以後次才に財政が苦しくなつてゐる事が知られるのであるから、正徳元年の法度は右の事情を背景にして家督の相続後江戸に於いて出されたものと思われる。

その後十九年を経過して信寿が六十一才の時、即ち享保十五年（一七三〇）九月十五日に弘前城で五箇条の法度が出されてゐる。⁷⁾ それを左に掲げると、

「一

一 従公儀段々被仰出候御定法疎以可相守事

一 文武両道之字向可仕懸儀尤ニ候事

附弓馬太刀鍔鉄炮之技芸習練之事

一 朋友ハ信を以亭支を要堂奉進し少技無礼儀危有ヘカ

り奉候況頭奉行江対し勿論之事

一 髪のゆひやう鬘月代の弄りやう衣服雜道具等諸人の
回に不立様 = 可仕候事

附邊分之長殿差長可有遠慮候并手振之中御等召
陣所用之事

一 諸奉行諸頭等始諸役末々迄復儀の筋目を相守出精可
相勤候趣而面々自分之覚悟を相曉事公御有直から

事候事

村野海に一寸へかゝる事

右之職ハ雖為家訓之旧制今歳改の申渡備上者家中大
小之諸士堅此旨を可相守之若於令違及者可為馳馬者

也

九月九日

土佐

右御書付享保十五年戊辰九月十五日被仰出之

この法書は前述の才三代信義が出した寛永十一年のもの
と全く同じ内容のものである。享保十五年九月十五日
は信義が江戸へ出立する四日前である。この頃の参勤支
度は騎馬等に普通三月中旬に弘前を出立し、四月上旬に
江戸へ到着している(享保四年下旬江戸参、五月中旬弘
前参)。従つて享保十四年は江戸へ滞在しているのであ
るから翌十五年は弘前右回のはずである。

それにもかかわらず、九月十九日江戸に向つて弘前を
出立したのは特別の理由があるものと考へねばならぬ

い。現在最も史料的价值の高い『藩日記』(弘前城中の
記録である『御面日記』及び江戸上屋敷の記録である『
江戸日記』を含む)は日記役による公的史料であるため
信弄の弘前出立を裏すける根本的理由は記されていない
のである。信弄が健康体である養男の信興に家督を譲る
のである。信弄が、特に九月十九日に出立する必要もある
まい。信弄にして見れば養の信弄(信興の長男)に相
譲を危がざるを得ない可能性が大きいために、信興が享
保十五年八月一日に越中守に任ぜられ任事を祝うといふ
形で、実際は信興の病状を自分で確認するのが直意で九
月十九日に江戸へ向かつたものと思ふのである。

信弄へ相続を危がざるを得ない可能性といふのは、江
戸に於ける信興の九月に入つてからの様子や次の史料に
よつて見ると、九月一日には、

「一若殿様少々御風氣 = 付御保養今朝登城不被置候(以
下略)」

九月六日には、

「一若殿様少々御不快被成御座去朝日御漸被仰上御登城
不被置候段々御快然付而今日御用者杉平伊三守様杉
正五右衛門様様御儀御出候」

九月十五日には、

「一若殿様今日御登城不被置候付帯刀并御用人御部屋不
置出候」

と見え、風邪のような身体状況がうかがえる。

しかし、十月には痊愈しており、特に身体工合が悪いという記事は「江戸日記」からはうかがえないけれども、信壽は実は単なる風邪程度では無く以前から肺結核等の如き肉体的疾患で風邪のような症状が慢性化して、身体工合が良くないたのではないかと考へるのは推測しすぎるであらうか。(以下から日記にもありわれない)更に信壽の様子は弘前城にいる父信壽へひそかに伝えられていたからこそ、大徳寺で孫の信善に家督を譲つて津輕藩の守表を計るゝとして、

「一九月十九日 屋形様江戸へ御登駕此度御出府にて被
並御罷居候ニ付去ル十七日於御城一役参入江御書付

御渡被送儀

(次に前述の五箇条が見られるのが省略)「
と見えるように信壽は江戸に向かつて弘前城を出発し居
のではなからうか。その間に藩士の動搖が起らない様出
發直前の十五日に、家臣として守るべき比がまへを再確
認する意味で五箇条の法度が出されたものと思ふのであ
る。

よつて、享保十五年十一月二十五日、以前からの身体
工合の悪さに当時大流行した麻疹(はしか)のため、
いに信壽が江戸に於いて三十七才の若さで死亡し、翌十
六年(一七三一)五月十六日信壽は隠居して孫信着が十
三才で無事才六代藩主として家督を継いだのである。又
同年十二月著茂(信壽の子であり信着の叔父)が舍牙と

して幕府から認められている。信壽が隠居したのは、津
輕藩の存続を確固とするために孫への相続を怠いたもの
にはなからう。

かくて信着が藩主として元文元年(一七三六)初めて
入国し(この時、信壽はまだ健在である)、その後享
元年(一七四四)五月弘前城で急逝するが、また二十六
才であり治政わずか十三年である。

右の事情を考慮すると、信着が家督を相続した時、又
初めて入国した時にも藩士に対する法度は出されなか
ら理由は、実態として信壽時代の継続であるからと思わ
れる。

従つて信義の寛永十一年から九十六年後の享保十五年
に同じ内容の法度が信壽によりて津輕藩の家督相続を
めぐる一大転換期に出されたという事は、信壽が五箇条の
法度を藩体制維持の巨額の基本法の一つとして強く意識
していた事にほかならない。同時に津輕藩に於ける基本
法の一つとして大きな意義を持ち、又大きな影響を与え
たものと思ふのである。尚この事について次項「三」で
再びふれるつもりである。

信着の後は延享元年八月に信寧が才七代藩主として相
続する。またわずかに五才である。(この時曾祖父信勇
は七十五才の高齢に達し、まもなく延享三年に死亡する)
その時の九月二十一日に文武の緩急を戒めて江戸で出
れた御觸は次の様なものである。(6)

「御家中之面々近年文武止掛後世に相傳得候。此以後無
油断、文等兵等ハ勿論、弓馬、刀槍之技芸、隨分修行
可有之奈、修煉拔群之族ハ末々格別御沙汰可有之候。

右之區可被相心得候

工藤家記し

その後宝曆六年（一七五六）五月九日、十七才にして
初めて弘前城に入り、六月十日に御定法及び御家法を全
部編纂するように命じている。（前）

信寧の時代（延享元年（一七四四）〜天明四年（一七八四）は
全国的に見ると田沼時代にあたりているが、田沼寛次の
悪政と非難される諸現象の先駆は、すでに才八代吉原の
幕僚改革に於いて見られるのであり、その後を受けつい
て明神田沼時代には天受等が起り、農村が衰弊し幕府が
危機的段階をむかえる時期である。

その間、津輕藩に於いても洪水、風水害、地震、飢饉
（特に天明の大飢饉）等で藩政が窮乏し、乳井貢によ
る宝暦の改革（宝暦三（一七八三））が見られるものの、藩体
制の動搖が如実に示される時期である。

信寧の御定法及御家法を全部編纂するといふ事は、官、
幕改革に於ける法の整備を意味するもので、藩体制の弛
緩、動搖を防ごうとする諸政策の一環として重要な意味
を持つものと思われる。（御定法と御家法については次
項「三」で再び述べるのもりである）

右のよう巨点から考えて、信寧の時代を境として才八
代信明以降才十二代承昭までは、家督相続後が初八回の

時に出されるものは、これまで見て来た所謂「藩士への
法度」とは全く性格を異にするように思われる。

それは御自筆、御染筆などの名称で表われるのである。
信明は天明四年（一七八四）二月三十日に二十三才で家
督を相続するが、三月に出された御自筆は次のようにも
のである。（前）

「天明四年三月、公、御自筆を以被仰出候御書付、左＝
其方共儀、蒙御厚恩殊＝戒香院殿（信寧公）御厚恩
夫々役義被仰付置、銘々忠勤相勵置在候。此度某事御
遺跡相統致し、殊に若年諸事不馴にて戒香院殿御命令
をも失心先祖をも汚す事も可有之哉と、甚不安心＝候、
銘々先祖戒香院殿之御厚恩を存、其方共之先祖之忠勤
致候運、殊、日夜心を尽し、忠節不忘相勤可申候前々
進及可申付候事、

辰三月

其方共存之儀、某事若年諸事不馴にて有之候へば、
向宣之前可有之哉不安塔に存候。此上隨分銘々心を尽
し、先祖、代々戒香院殿之被成置候御政向、少しも失
不申向宣之筋無之様、大切に取扱人民難儀無之様、政
道向を正敷取扱可申事。（以下略）

これは要するに「忠節を怠らず、一生懸命勤めよ」と
云う事で、省略部分の七箇条も大体同じ事を云っている。
才十代信頼の場合を例にとりて見ると、彼は文政八年
（一八二五）四月十日、二十五才で家督を相続する。同

年四月十六日次のよう方御茶番が出されている。

「侍従様(寧親公)、被為及御老并候 = 付、御陰居御願、
某へ家督御譲 = 候、侍従様御事ハ、御先祖様御政務ヲ
御守、多年被為之尽御心被行御仁政候之処より、家格
ニ無文、御官位並高増等、而度迄被為蒙仰、殊ニ某モ
侍従家御候様、偏ニ侍従様御勤力ニ寄候事、莫大之御
規模重疊難有事 = 候。某事不馴ニ付候得共、万事御先
相様、侍従様被取置候御政務之通、相守候心得 = 候。
何れモ是迄モ志誠相励候得共、尚申合黒由筋筋精勤可
有之候。

右に免られるように、これ又「一主總命に對めよ」と云
う事である。

かくて信明(才八代)寧親(才九代)信順(才十代)
頼承(才十一代)武藏(才十二代)と受け継がれ、御自
筆か御染筆という形で出されているのがわかる。

そうするならば、信寧の時代に御定法及び御家法の全
部を繕康するという事は、津輕藩に於ける藩士への法度
を考察する上にすまふれに様に大きなポイントの一つ
になると思われるのである。

註(1) 『津輕歴代記類』(又ちのく双書)24頁。これ

には出典が見えないので、上記の本の原手と思
われる明治十五年頃に完成したという回立史料
館蔵のものをみるとやはり出典がない。更に古

い明治十年に寸とまうたという『津輕日記類』
才四号(國立史料館蔵)の寛永十一王のところに
にはこの法令すらも見えない。弘前図書館蔵
の『津輕日記類』の草稿等を調査しても見当ら
ない。従つて『津輕歴代記類』上24頁の出典は
不明であるが、信賴度の高い好文献と認められ
ているものであり、これを香走する史料が今の
ところなく、今後中調査して見たいと思つてい
る。尚、拙稿『津輕藩御定書』の成立とその
意義(『弘大回史研究』才60号)をも参照さ
れたい。

註(2) 國立史料館蔵『津輕家文書』

註(3) 同右 ()は筆者による。

註(4) 蝦名庸一氏「津輕信政時代における法令の整備」

『弘大回史研究』才23号()

註(5) 拙稿前掲論文

註(6) 『藩日記』(『御國日記』)才七三六 正徳元

年八月廿六日(弘前図書館蔵)

尚書は便宜上、筆者が十二回茶につけてもの
である。その把の箇条も衣食住等に關したも
のであるため省略した。

註(7) 『藩日記』(『御國日記』)才一二三八 享保十

五年九月十五日

その他『御用格』(寛政本)才五、『要記抄』

『才十二』 『津輕編覽日記』 卷五 『御定法編年録』 『御定法古格』 上(以上弘前図書館蔵)にも見える。

注(3) 『津輕正代記類』 上 四頁

注(4)(5) 『番日記』(江古日記) 才五五。

注(6) 『津輕編覽日記』 卷五、寛保十五年九月十九日

注(7) 『永禄日記』(みちのく双書才一案) 四頁 『津輕藩日記伝類』(みちのく双書才三集) 四頁

注(8) 『津輕藩日記伝類』 四頁

注(9) 『津輕正田記類』 上 266頁 『津輕編覽日記』 卷六

注(10) 『津輕正代記類』 上 265頁、これには八月二十一日となっているが、その出典は『討内事家秘苑』(弘前図書館蔵)で九月二十一日となっており、『津輕藩日記』巻七も同様であり、九月二十一日が正しい。

注(11) 『津輕正代記類』 上 266頁、この出典は「佐藤家記」であるが、現在所有者不明のため、ここに記載されている事以外はおかしい。尚、『津輕藩日記』巻七では八月となつてゐるが同じ内容のもので、前者より詳細に書かれてゐる。その点については次項「三」で記述したい。

注(12) 『御自筆も御定筆も言葉の違ひはあるが、内容は同じと考えられる。

注(13) 『津輕正代記類』 上 244頁
注(14) 同右 下の頁

三、津輕信義制定の

寛永十一年法展五箇条について

これまで正代藩主による「藩士への法度」の考察を盛して信義による寛永十一年の三箇条と、信義による寛保十五年の五箇条の関係を述べて来たが、寛永十一年の三箇条は後世の信義によりて基本法として取扱われており、その三箇条は単に法的整備が進んでいない段階のものと見取されたいものである事が判明した。

更にその後信義の寛政六年にこれに制定され、法度を編纂して統一をはかろうとしながら、その時寛永十一年の法度はどの様に取扱われ、以後正代藩主によつてどの様に取扱われたかを考察して見たい。されは又、その三箇条の法度の意義を追求する上に重要であると思つてからである。

最初に前項で触れた様に才七代信義が御定法及び御家法の全部を編纂するといふ事は、

「同八日御旧政新御編纂被仰付候ニ付御書付左之趣

従古未御代々被仰付處候御定法共數条有之定坊心院

様(才七代信義) 御代江戶上方御回元御家法之筋漸

相立候得共年々月々時々之沙汰ニ寄或ハ其事ニ疑而

其儀一式之申而云按々違々被仰出候向只今ニ至リ其後々間々ニ粗旧記ニ幾リ致混雜ハ中略……今度思召被指上御家法悉一統ニ被成一切之爭業品物之制度可相立被仰出候向古承中興被仰出候御定書付共ニ全編集被仰付出家後悉御家中町在江披見被仰付可被差置候向後々所々門々ハ不申及銘々家々に相傳候御定法書付所持之者ハ何儀ニ不奇意慮慮不様如何様之誓物成共未月晦日迄可被差出候ニ云丸於御座敷取扱役人被差置候向可承合候 以上

子六月

(以下略)

L1

右の御定記は左点からうかがえる様に、才三代信義以前のものが「御定法」であり、才四代信政以後のものが「御家法」と思われる。これを更に裏付けけるものとして、才八代信明が家督相続後の天明四年(一七八四)四月三日の日付で

「同日御家訓御書付一函御渡被成候御定法并御家訓共ニ

御先重御用被置候向各相心得候様被仰渡候

L2

と見える。

才九代寧朝は寛政三年(一七九一)八月二十八日に家督を継ぎ御自筆を出す。同年九月十三日の日付で、

「今日一役重人江御家老中相渡候御書付互々通

申渡之旨

御意被成候者當

御代御仕置之儀萬事

御代々々通被仰出候向御家中之面々兼而之御定法之趣

御家訓之儀茂御先規被置

御用候向各可被相心得候事

亥九月

御家老

(以下略)

L3

と見える。

その他に列挙するならば、才十代信順は文政八年(一八二五)四月十日に家督を継いで、四月十六日に御染筆を出し、四月二十三日の日付で、右の史料とほぼ同じ内容のものを、才十一代順承は天保十年(一八三九)五月十三日に家督を継いで、八月七日に御染筆を出し、同日の日付でほぼ同内容のものを、才十二代承昭は安政六年(一八三九)二月七日に家督を継いで、五月十三日に入嗣し十八日に御自筆を出し、同十八日の日付でこれ又同内容のものを、出しており、まさに形式化して来ているのがわかる。

以上の事から具体的に信義以前の「御定法」は何を指すかと云えば、現存する史料として寛永十一年(一六三四)の五箇条と思われる。そこで「藩士への法度」に於いて、「御定法」が基本法であり、信政以降の「御家訓」(「御家法」と同じ意味で使用されていると思われる)が施行法であると思ふのである。

それでは基本法と施行法との兩庫を具体的に述べて見

る事にする。

寛永十一年の五箇条を更に具体化したものは、信政による寛文元年（一六六一）の十一箇条と翌二年の十七箇条である事は前に述べた通りであり、施行法として年代約にも内審約にも確実と言い得るものである。重複するので省略し、⁽¹⁾その他にいくつかの例をあげて見たい。

寛永十一年の法度才二、三条

「一文武面道の字向可仕掛儀、尤に候事。附、弓馬、太刀、鎧、鉄炮の枝芸、習練之事。」

一朋友ハ、信を以て文を辱とすべし。少も無礼緩急有るべからず候。況や、遠奉行へ対し勿論之事。」

一八に對し、信政の寛宝六年（一六七八）十一月武芸之儀に付御渡書付には

「一家中の諸士大小上下に不限、武芸之儀、殊以可相勤候、依之為稽古、山川野田は羅縵候儀當番公用之外、毎日なり共此才罷出候可仕事（才二条以下略）」

に始まり五箇条累られる。又享永三年（一七〇六）十二月二十一日の武芸を奨励し候約を命じた五箇条の才一条

に、

「一御家中諸士前々被仰出候通弓馬武芸之儀殊以無間断

相囑庇義才一に相母之朋友之寄合にも武士道正義之

穿鑿事と可仕候事

（才二条以下省略）

と見える。このように規定は幕府法でも「武家諸法度」

の才一条に見えるものであり、津輕藩に於いても「教藩日記」等に見え、藩体制の維持強化の為に武士にその本分を尽させようとしたものに外ならない。

次に寛永十一年の法度才四条の

「一髪のゆひよう鬘月代のすりぐら、衣服、諸道具等、諸人の目に不立様に可仕候事。附、過分の長股差、

長か口取、可有虚慮候、並、手振の中向等召違無用之事」

これに對し、才五代信壽による正徳元年（一七一）の十二箇条が見られ、すでに「二」の項で述べたが、才一条と才十一條があげられる。又、享保九年（一七二四）

十月十五日の賚素儉約についての十三箇条⁽²⁾、明和五（一七六八）三月九日の儉約令十四箇条⁽³⁾、文化八年（一八一

一）九月一日の番服儉約についての十三箇条⁽⁴⁾、その外「藩日記」等に見られ枚挙にいとまがないのである。

明和五年を例にとれば、

才六条

「一御家中衣類者大身はりともし統綿服着用羽織袴等或陸分着服相用可申事」

才七条

「一御家中妻子之衣類茂至百石以下補服相用可申候五百石以上袴綿服勝手才陸分着服を相用可申事」

才十三条

「一大目付以下五百石以下年始之外平生鎌倉持候儀翁翁

用事（以下略）

才十四条

「一物頭以下三石石以上たり共平生吾若實不及百匁に右

以下輕着に至まて者無儀可爲勝手次才事」

右のように實素儉約令が出されるのは、津輕藩にとつて

元禄年間以降に財政窮乏が才に顕著になりつつあるの

に對しての規制と應われる。

最後に寛永十一年の法令才五条

「一諸奉行諸頭を初め、諸役末及迄役義の前目を相守、

出精可相勤候。惣て面々自分の覺悟を相嗜、奉公油

断有るべかりず候事。附、好酒いたすべからざる事」。

これに對し、元禄十年（一七九七）六月に出された藩士

への訓令八箇条がある。その才一条、才二条に

「一忠義之志深切に有之上ハ一筋ニ御爲を奉存分々之忠

節ヲ可相勤儀本意に偏之慮御奉公之勤ハ表向ニ成

候而一分之立身私欲之格勤有之段ハ至而口惜心底と

相見得候事。

一実儀之勤に候者武之本意を匿して其職役を怠度可被

相勤儀肝要ニ候事」

と見える。これは藩士の執務態度についての怠惰を戒め

たもの的一部であるが、前者才五条を基礎としているも

のである。これも又財政窮乏等に伴う支配体制の緩みを

厳しく規制したものであろう。この他に寛享元年（一六

八四）同二年等々教見られるところである。

四、むすびにかえて

以上述べた事から、才三代信義による寛永十一年の法

度は才五代信壽の享保十五年にも出された。それは家督

を継ぐべき信興が病弱であり（やがて死亡する）、信壽が

り孫の信著へ相続させるといふ津輕家五代に於いて例を

見ない相続をめぐる一大転換期であるといふ事情による

のである。その点からも寛永十一年の法度は基本法とし

て意識されていた事を知り得る。更に才七代信寧によつ

て出された法令の再編集が見られるが、その時にも信義

による寛永十一年の法度は、「古来よりの御定法」即ち

基本法として意識されていた事を知る事が出来る。又才

八代以降の藩主は相続する時に「御定法」「御家訓」と

いう表現で法令を区別して使用している事からも、信義

時代の寛永十一年の法度は津輕藩政時代に於ける基本法

であると言い得るのである。同時代に才四代信政以後多

数の施行法が出され、藩体制の維持のために法的規制と

して作用している事がわかるが、これらの法令もやはり

寛永十一年の法令を基礎としているといふことである。

このように見てくると寛永十一年の法度は五箇条にす

ぎなけり津輕藩政上はなほ巨大な意義を有するものと

思われるのである。

注一 『津輕編覽日記』巻七 宝曆六年六月八日

青森県の歴史散歩

橋本正信

- 注(2) 同右書卷十一、天明四年四月三日。印は筆者。
- 注(3) 『津軽近代記類』下 2頁
- 注(4) 『藩日記』(『御国日記』)才二三一五、寛政三年九月十三日。印は筆者による。
- 注(5) 『津軽近代記類』下 29頁
- 注(6) 『藩日記』(『御国日記』)才二七五一、文政八年四月二十三日
- 注(7) 『津軽近代記類』下 15、16頁
- 注(8) 『藩日記』(『御国日記』)才二九八一、天保十年八月七日
- 注(9) 『津軽近代記類』下 11頁
- 注(10) 『藩日記』(『御国日記』)才三二二八、安政六年五月十八日
- 注(11) 「二」の項参照
- 注(12) 『津軽信政公事録』 19頁
- 注(13) 『藩日記』(『御国日記』)才六二二、宝永三年十二月二十一日
- 注(14) 同右書 才一の八三、享保九年十月十五日
- 注(15) 同右書 才二〇二三、明和五年三月九日
- 注(16) 同右書 才二五七〇、文化八年九月一日
- 注(17) 同右書 才三四一、元禄十年六月二十六日(は筆者)
- 注(18) 『津軽信政公事録』 28、29頁

(昭和四十八年三月二十日稿)

本書は、全四十七巻からなる「歴史散歩シリーズ」の2として出版された。執筆者は、現在本県の高校に勤務し、研究、実践面で活躍している方ばかりである。荒井清明、稲京克夫、蝦名庸一、大川哲夫、尾本正史、角田詮二郎、加藤邦夫、小錦素三、佐藤仁、高田安雄、高橋正雄、藤田本太郎、森山泰太郎、米谷直の各氏がその一である。歴史学の分野から民俗学、地理学専攻の諸氏も名を連ねておるのは、本書が歴史散歩と称し、「横の歴史」を重視していることを意味する。先に出版された宮崎道生著「青森県の歴史」が「縦の歴史」を系統的、学問的に究明したものとすれば、本書は、「横の歴史」を断片的、タイジェスト的に紹介したものと見える。以下、本書の特徴を二、三あげ、若干の希望を述べてみたい。

本書の才一の特徴は、構成上、「縦」と「横」の記述の紐と合を巧みに使ったことにある。才二は、字裏、地図が豊富であり、交通手段、コース等の便を考慮し、執筆者が実際「散歩」して来たという確みである。

才一において述べるならば、県内を「横」に七区分し、